

JBMS

適格請求書等取引書類の 検索用 QR データ規格

QR data standard for searching transaction documents under the Invoice System

JBMS-91:2022

令和 4 年 11 月改正
(Nov, 2022)

一般社団法人 ビジネス機械・情報システム産業協会
Japan Business Machine and Information System Industries Association

DMS 部会 委員構成表

(部会長)	植 松 航 志	富士フイルムビジネスイノベーション株式会社
(副部会長)	貞 本 幸 宏	キヤノンシステムアンドサポート株式会社
(副部会長)	樽 美 康 一	コニカミノルタジャパン株式会社
(EIS リーダー)	宮 脇 崇 裕	株式会社リコー
	千 葉 徳 聰	キヤノン株式会社
	青 木 伸 成	キヤノン株式会社
	木 村 欣 生	キヤノン株式会社
	清 水 孝 容	キヤノンマーケティングジャパン株式会社
	遠 藤 彩 子	富士フイルムビジネスイノベーションジャパン株式会社
	川 澄 昌 則	東芝テック株式会社
	西 島 貴 司	東芝テック株式会社
	池ノ谷 和 幸	株式会社リコー
	佐 藤 賢	リコージャパン株式会社
	寺 井 利 央	リコージャパン株式会社
	(事務局)	相 原 正 司 一般社団法人 ビジネス機械・情報システム産業協会
	EIS : DMS 部会下部組織 デジタルインボイス支援研究会	

標準化センター JBMS 推進専門委員会委員構成表

(委員長)	本 橋 敦	株式会社リコー
(委 員)	大 塚 晃 次	富士フイルムビジネスイノベーション株式会社
	米 山 剛	コニカミノルタ株式会社
(事務局)	渡 辺 靖 晃	一般社団法人 ビジネス機械・情報システム産業協会

規格番号 : **JBMS-91**

制 定 : 令和 4 年 7 月 8 日

改 正 : 令和 4 年 11 月 22 日

原案作成 : ドキュメントマネジメントシステム部会

審 議 : 一般社団法人 ビジネス機械・情報システム産業協会 標準化センター JBMS 推進専門委員会

制 定 : 一般社団法人 ビジネス機械・情報システム産業協会 標準化センター

この規格についての意見又は質問は、一般社団法人 ビジネス機械・情報システム産業協会 標準化センターへお願いいたします。

〒108-007 東京都港区三田 3-4-10 リーラ ヒジリザカ 7 階 Tel 03-6809-5010 (代表)

目 次

	ページ
序文 (Introduction)	1
1 適用範囲 (Scope)	1
2 引用規格 (Normative references)	2
3 用語及び定義	2
4 業務運用	4
5 データフォーマット定義	6
6 利用例	12
7 QR コードの印刷サイズについて	26
附属書 A (参考) 国税関係書類電子保存の検索要件	29
解説	30

まえがき Foreword

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。一般社団法人 ビジネス機械・情報システム産業協会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

This standard is copyrighted work protected by copyright laws.

Attention should be drawn to the possibility that a part of this Standard may conflict with a patent right, application for a patent right after opening to the public or utility model right which have technical properties. The Japan Business Machine and Information System Industries Association is not responsible for identifying the patent right, application of a patent right after opening to the public and utility model right which have the technical properties of this kind.

適格請求書等取引書類の検索用 QR データ規格

QR data standard for searching transaction documents under the Invoice System

序文 (Introduction)

税法によって、帳簿と共に 7 年間の保存が義務化されている適格請求書など国税関係取引書類の検索等に利用する取引情報について、取引書類の発行側が取引内容を QR コード化し、取引書類に印刷して相手に渡すという運用の普及を提案すると共に、読み取るデータ形式を標準化するために QR コード用の汎用データフォーマット規格 **JBMS-91** を定める。

Regarding transaction information used for searching national tax-related transaction documents such as qualified invoices that are required to be stored for 7 years together with books by the tax law, the issuer of the transaction documents QR-codes the transaction details and prints them on the transaction documents. In addition to proposing the widespread use of handing over to the other party, the general-purpose data format standard **JBMS-91** for QR codes will be established in order to standardize the data format to be read.

1 適用範囲 (Scope)

この規格は、日本の民間企業間の取引における適格請求書等取引書類の検索情報を、適格請求書等取引書類の発行側が書類上に QR コードで表示する際のデータフォーマットについて規定する。詳細は適格請求書での税率別小計に限定した情報とする。

This standard stipulates the data format when the issuer of transaction documents displays the search information of national tax-related documents in transactions between Japanese private companies by QR code on the documents. Details will be limited to subtotals by tax rate on qualified invoices.

2 引用規格 (Normative references)

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格のうちで、西暦年を付記してあるものは、記載の年の版を適用し、その後の改正版（追補を含む。）は適用しない。西暦年の付記がない引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

The following referenced documents are indispensable for the application of this document. For dated references, only the edition cited applies. For undated references, the latest edition of the referenced document (including any amendments) applies.

JIS X 0510 情報技術—自動認識及びデータ取得技術—QR コード バーコードシンボル体系仕様

ISO 32000-1, Document management – Portable document format – Part 1: PDF 1.7

RFC4180, Common Format and MIME Type for Comma-Separated Values (CSV) Files

UNCL5305, Duty or tax or fee category code

3 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は次による。

3.1

QR コード

JIS X 0510 で定義されている QR コードとして知られるシンボル体系

注釈 1 モデル 1, モデル 2, マイクロ QR などのタイプがありモデル 2 は次表の容量を表現できる。

文字種	最大データ容量
数字	7 089 字
英数字	4 296 字
バイナリ	2 953 バイト
漢字	1 817 文字

注釈 2 サイズは QR コードシンボル面積に対する誤り訂正レベルやバージョンによって決定される。

誤り訂正レベル	シンボルに対する面積
L	7%
M	15%
Q	25%
H	30%

注釈 3 QR コードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標である。

3.2

PDF

ISO 32000-1 で定義されている画像データフォーマット

3.3

OCR

光学文字認識装置及びソフトウェア

3.4

CSV

RFC4180 で定義されたカンマ区切りファイルフォーマット

3.5

電子帳簿保存法

電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律

3.6

国税関係取引書類

国税庁の電子帳簿保存法一問一答【スキャナ保存関係】問2 で例示された国税関係書類

注釈 1 契約書，領収書，預り証，借用証書，契約の申込書，請求書，納品書，送り状，輸出証明書，検収書，入庫報告書，貨物受領書，見積書，注文書，その他小切手，約束手形，有価証券受渡計算書，社債申込書 など。

3.7

適格請求書等保存方式（インボイス制度）

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成 28 年法律第 15 号），「所得税法等の一部を改正する法律」（平成 30 年法律第 7 号），「消費税法施行令等の一部を改正する政令」（平成 30 年政令第 135 号）及び「消費税法施行規則等の一部を改正する省令」（平成 30 年財務省令第 18 号）の規定により，令和 5 年 10 月 1 日から消費税の仕入税額控除の条件として導入される制度

3.8

JP PINT

デジタル庁が作成した日本版電子インボイスの標準仕様

注釈 1 ヨーロッパなどで採用されている Peppol ネットワークでやり取りされる電子インボイスの日本仕様として公開されている。

3.9

UNCL

国連 CEFACT が維持管理する国際標準のコード表

3.10

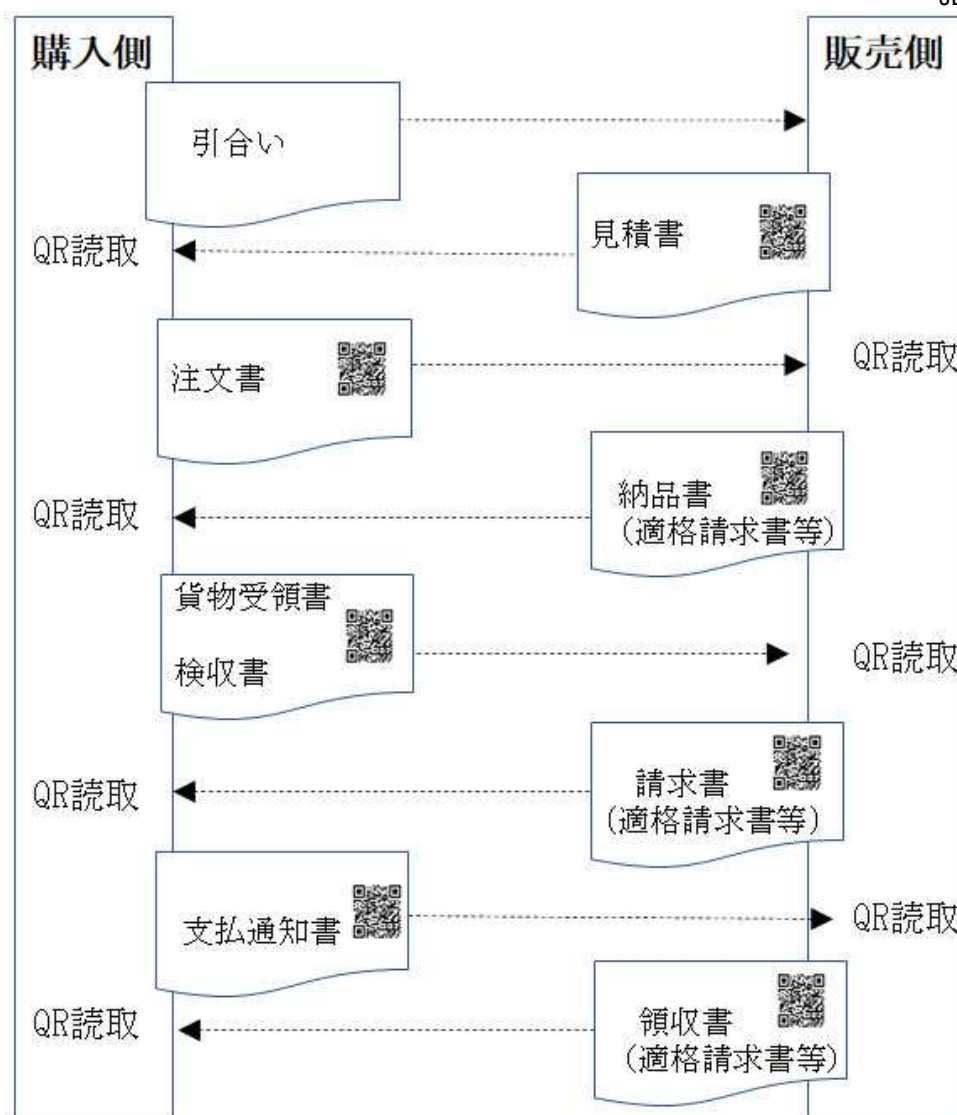
QR インボイス

QR コードが付与された取引書類の総称

4 業務運用

「企業が物やサービスを購入または販売する際に、やり取りする適格請求書などの取引書類に関して、書類の発行者側が、税法にて要求される検索情報及び適格請求書等での税率別小計情報を QR コード化し取引書類上に印刷して提供する。これによって受領者側の電子的取り込みを効率化する。」という業務運用を提案する（図 1 参照）。

QR コードから読取った情報は電子帳簿保存法スキャナ保存での検索情報入力、税率別小計情報は、勘定科目など不足情報を加えることによって、帳簿の仕訳情報入力に利用することで業務の効率化に寄与できる。取引書類の発行者は、別の側面では取引書類の受領者でもあり、この運用が定着することによって相互にメリットが発生する。



※紙又はPDFなど画像情報でのやり取り

図 1—企業間取引での国税関係書類等 QR インボイスのやり取りイメージ

5 データフォーマット定義

取引先間で、QRコードによる国税関係書類の検索情報の内容を誤認しないようにデータフォーマットを次のように共通化する。

5.1 フォーマット名

適格請求書等取引書類の検索用 QR データ規格

5.2 データ形式

適格請求書等取引書類の検索用情報を 1 行の CSV フォーマットの情報とする。

QRコード変換の対象データは、受領者の便宜を考慮し、テキスト平文とし、Base64等の符号化は行わない。文字コードはUTF-8とする。

5.3 QRコード化する CSV データの内容定義

QRインボイス上のQRコードで表現する内容のCSVデータ項目を標準化し定義する(表1参照)。EDIなどとは異なり、QRコードで表す情報は最低限の検索情報とし、取引明細や銀行口座情報などは取引書類上に文字として印字された内容を正とし、QRコード情報には含まないものとする。

取引書類の検索情報を 1 行の CSV フォーマットのテキストで表す。

カンマで分割された情報の先頭 12 項目で取引書類の鑑で表示される、「取引日」「取引先名」「金額」など電子帳簿保存法により規定された、可視性要件のための検索情報を表す。

13 項目以降では連続する 6 項目を一連の情報として、適格請求書等保存方式で利用される、「課税分類」「税率」「請求返還区分」「税務抜き金額」「税額」などの税率別小計内容を表す。

課税分類コードは JP PINT が採用している、次に示す国際標準 UNCL5305 課税分類コードを採用する。

軽減税率	AA
非課税	E
輸出免税	G
不課税	O (半角アルファベットのオー)
標準税率	S

商習慣上マイナス金額表記の取引書類も存在するため、QRコードで表現する金額情報のマイナス表記は可とする。なお同一取引書類上に税率別小計情報の請求と返還が混在表記される場合には、項目 13 以降の税率別小計情報の金額表記において、請求と返還を同じプラス数字では表記せず、請求金額をプラス数字、返還金額をマイナス数字というように正負を逆表記する。

注記 EDI (Electronic Data Interchange) とは、専用回線や通信回線を通じ、ネットワーク経由で標準的な書式に統一された発注書、納品書、請求書などのビジネス文書を電子的に交換することを意味する。

表 1—適格請求書等取引書類検索用 QR データ規格 データフォーマットの内容

	項目名	参考 JP_PINT0.9.1 での項目名	目安の文 字数	タイプ	備考
項目 1	識別子 (必須情報)	該当なし	6	文字	JBMSIA フォーマットと他用途 QR コードの表現内容とを識別す る為「jbms91」固定とする。
項目 2	JBMS-91 のバ ージョン番号 (必須)	該当なし	1	整数	整数で JBMS-91 の Ver を表現。 「1」 から開始する。
項目 3	国税関係取引 書類種 (必須)	該当なし	5	文字	基本は国税庁のスキヤナ保存一 問一答で記載されている国税関 係書類種名の該当するものを表 記。電磁的取引の場合、情報の 役割が準ずる書類種名とする。 「契約書/領収書/預り証/借用証 書/契約の申込書/請求書/納品書/ 送り状/輸出証明書/検収書/入庫 報告書/貨物受領証/見積書/注文 書/仕入明細書/上記にない場合任 意」(預金通帳/小切手/約束手形 /有価証券受渡計算書/社債申込書 は 取引書類に属さないものとし て除く)
項目 4	適格請求書発 行事業者登録 番号 (必須)	ibt-031	14	文字	適格請求書等保存方式 (インボ イス制度) にて要求される書類 発行者の登録番号。適格請求書 等の書類以外の取引書類でも記 載が望ましい。免税事業者の発 行する書類ではヌル値。
項目 5	発行年月日 (必須)	ibt-002	8	YYYYMM DD	取引書類における取引年月日を 西暦月日表示。
項目 6	書類 ID	ibt-013	20	文字	注文番号など書類のユニークな 文書 ID。
項目 7	売手の名前 (必須)	ibt-027	20	文字	売手, サプライヤーの名前。
項目 8	購入者の名前 (必須)	ibt-044	20	文字	購入者の名前。レシート, 適格 簡易請求書など不特定な買い手 との取引書類ではヌル値。
項目 9	取引名	ibt-154	40	文字	取引の内容を識別する名前を表 記する場合に利用。「案件名, 品名, サービス名」など。
項目 10	合計税抜金額 (必須)	ibt-109	13	数値	一の取引書類単位での合計税抜 金額。3 桁区切りカンマは不可。 マイナス可。消費税だけの取引 の場合はヌル値。取引金額不記 載の取引書類ではヌル値。
項目 11	合計税額 (必須)	ibt-110	13	数値	一の取引書類単位での合計税 額。3 桁区切りカンマは不可。マ イナス可。取引金額不記載の取 引書類ではヌル値。
項目 12	合計税込金額 (必須)	ibt-112	13	数値	一の取引書類単位での合計税込 金額。3 桁区切りカンマは不可。 マイナス可。取引金額不記載の 取引書類ではヌル値。

先頭 12 項目を一連
の情報として取引書
類の鑑の内容を表
す。

表 1—適格請求書等取引書類検索用 QR データ規格 データフォーマットの内容（続き）

	項目名	参考 JP_PINT0.9.1 での項目名	目安の文 字数	タイプ	備考
項目 13	税率①の課税 分類コード (必須)	ibt-118	4	文字	JP PINT が採用している国際標準 UNCL5305 の課税分類コードを 採用。標準税率「S」。 令和元年 10 月 1 日以 降の標準税率 10%対 象の取引の小計内 容。 連続 6 項目を一連の情 報として税率別小計 情報を表す。 「課税分類コード」 と「税率」との組合 せ (S10) を税率別小 計の単位として情報 を表現する。 なお一つの書類に同 一課税分類かつ同一 税率の、請求と返還 が混在する場合は区 別して 6 項目を追加し て表記する。
項目 14	税率①の率 (%) (必 須)	ibt-119	3	数値	
項目 15	税率①の品名	ibt-154	40	文字	
項目 16	税率①の課税 対象税抜金額 (必須)	ibt-116	13	数値	
項目 17	税率①の税額 (必須)	ibt-117	13	数値	
項目 18	税率①の請求 返還区分 (必 須)	該当なし	4	文字	適格請求書等における区分。適 格請求書、適格簡易請求書では 「請求」、適格返還請求書では 「返還」。 適格請求書、適格簡易請求書、 適格返還請求書の以外の書類で はヌル値。 該当税率の対象がない 場合や、取引金額 不記載の取引書類で は情報は不要で項目 番号を詰めて次の情 報を表す。
項目 19	税率②の課税 分類コード (必須)	ibt-118	4	文字	JP PINT が採用している国際標 準 UNCL5305 の課税分類コード を採用。 軽減税率「AA」。 令和元年 10 月 1 日以 降の軽減税率 8%対 象の取引の小計内容。 連続 6 項目を一連の情 報として税率別小計 情報を表す。 「課税分類コード」 と「税率」との組合 せ (AA8) を税率別小 計の単位として情報 を表現する。 なお一つの書類に同 一課税分類かつ同一 税率の、請求と返還 が混在する場合は区 別して 6 項目を追加し て表記する。 該当税率の対象がない 場合や、取引金額 不記載の書類では情 報は不要で項目番号 を詰めて次の情報を 表す。
項目 20	税率②の率 (%) (必須)	ibt-119	3	数値	
項目 21	税率②の対象 品名	ibt-154	40	文字	
項目 22	税率②の課税 対象税抜金額 (必須)	ibt-116	13	数値	
項目 23	税率②の税額 (必須)	ibt-117	13	数値	
項目 24	税率②の請求 返還区分 (必 須)	該当なし	4	文字	

表 1—適格請求書等取引書類検索用 QR データ規格 データフォーマットの内容 (続き)

	項目名	参考 JP_PINT0.9.1 での項目名	目安の文字 数	タイプ	備考
項目 25	税率③の課税分類コード (必須)	ibt-118	4	文字	JP PINT が採用している国際標準 UNCL5305 の課税分類コードを採用。標準税率「S」。
項目 26	税率③の率 (%) (必須)	ibt-119	3	数値	「8」。
項目 27	税率③の品名	ibt-154	40	文字	税率③で取引するリース料金などを表記する場合に利用。複数品があり、品名全てを表記できない場合には「代表品名」+「等」と表現する方法などを推奨。
項目 28	税率③の課税対象税抜金額 (必須)	ibt-116	13	数値	税率③での課税対象税抜金額。3 桁区切りカンマは不可。マイナス可。取引金額不記載の取引書類ではヌル値。
項目 29	税率③の税額 (必須)	ibt-117	13	数値	税率③での税額。3 桁区切りカンマは不可。マイナス可。取引金額不記載の取引書類ではヌル値。
項目 30	税率③の請求返還区分 (必須)	該当なし	4	文字	適格請求書等における区分。適格請求書、適格簡易請求書では「請求」、適格返還請求書では「返還」。適格請求書、適格簡易請求書、適格返還請求書の以外の書類ではヌル値。
項目 31	税率④の課税分類コード (必須)	ibt-118	4	文字	JP PINT が採用している国際標準 UNCL5305 の課税分類コードを採用。標準税率「S」。
項目 32	税率④の率 (%) (必須)	ibt-119	3	数値	「5」。
項目 33	税率④の品名	ibt-154	40	文字	税率④で取引するリース料金などを表記する場合に利用。複数品があり、品名全てを表記できない場合には「代表品名」+「等」と表現する方法などを推奨。
項目 34	税率④の課税対象税抜金額 (必須)	ibt-116	13	数値	税率④での課税対象税抜金額。3 桁区切りカンマは不可。マイナス可。取引金額不記載の取引書類ではヌル値。
項目 35	税率④の税額 (必須)	ibt-117	13	数値	税率④での税額。3 桁区切りカンマは不可。マイナス可。取引金額不記載の取引書類ではヌル値。
項目 36	税率④の請求返還区分 (必須)	該当なし	4	文字	適格請求書等における区分。適格請求書、適格簡易請求書では「請求」、適格返還請求書では「返還」。適格請求書、適格簡易請求書、適格返還請求書の以外の書類ではヌル値。

表 1—適格請求書等取引書類検索用 QR データ規格 データフォーマットの内容 (続き)

	項目名	参考 JP PINT0.9.1 での項目名	目安の文字 数	タイプ	備考	
項目 37	税率⑤の課税 分類コード (必須)	ibt-118	4	文字	JP PINT が採用している国際 標準 UNCL5305 の課税分類コ ードを採用。標準税率「S」。	平成元年 4 月 1 日から 平成 9 年 3 月 31 日ま での旧標準税率 3%対 象のリース料金など の取引小計内容。 連続 6 項目を一連の情 報として税率別小計 情報を表す。「課税 分類コード」と「税 率」との組合せ (S3)を税率小計の 単位として情報を表 現する。 なお一つの書類に同 一課税分類かつ同一 税率の、請求と返還 が混在する場合は区 別して 6 項目を追加 して表記する。
項目 38	税率⑤の率 (%) (必 須)	ibt-119	3	数値	「3」。	
項目 39	税率⑤の品名	ibt-154	40	文字	税率⑤で取引するリース料金 などを表記する場合に利用。 複数品があり、品名全てを表 記できない場合には「代表品 名」+「等」と表現する方法 などを推奨。	
項目 40	税率⑤の課税 対象税抜金額 (必須)	ibt-116	13	数値	税率⑤での課税対象税抜金 額。3 桁区切りカンマは不可。 マイナス可。取引金額不記載 の取引書類ではヌル値。	
項目 41	税率⑤の税額 (必須)	ibt-117	13	数値	税率⑤での税額。3 桁区切りカ ンマは不可。マイナス可。取 引金額不記載の取引書類では ヌル値。	
項目 42	税率⑤の請求 返還区分 (必 須)	該当なし	4	文字	適格請求書等における区分。 適格請求書、適格簡易請求書 では「請求」、適格返還請求 書では「返還」。 適格請求書、適格簡易請求 書、適格返還請求書の以外の 書類ではヌル値。	該当税率の対象がない 場合や、取引金額 不記載の書類では情 報は不要で項目番号 を詰めて次の情報を 表す。
項目 43	税率⑥の課税 分類コード (必須)	ibt-118	4	文字	JP PINT が採用している国際 標準 UNCL5305 の課税分類コ ードを採用。 非課税「E」。	非課税品目(E0)の小計 の情報を表現する。 連続 6 項目を一連の情 報として税率別小計 情報を表す。 なお一つの書類に同 一課税分類かつ同一 税率の、請求と返還 が混在する場合は区 別して 6 項目を追加 して表記する。
項目 44	税率⑥の率 (%) (必 須)	ibt-119	3	数値	「0」。	
項目 45	税率⑥の品名	ibt-154	40	文字	非課税で取引する物品、サー ビス名を表記する場合に利 用。複数品があり、品名全て を表記できない場合には「代 表品名」+「等」と表現する 方法などを推奨。	
項目 46	税率⑥の課税 対象税抜金額 (必須)	ibt-116	13	数値	税率⑥での課税対象税抜金 額。3 桁区切りカンマは不可。 マイナス可。取引金額不記載 の取引書類ではヌル値。	
項目 47	税率⑥の税額 (必須)	ibt-117	13	数値	「0」。 取引金額不記載の取引書類で はヌル値。	
項目 48	税率⑥の請求 返還区分 (必 須)	該当なし	4	文字	適格請求書等における区分。 適格請求書、適格簡易請求書 では「請求」、適格返還請求書 では「返還」。 適格請求書、適格簡易請求 書、適格返還請求書の以外の 書類ではヌル値。	該当税率の対象がない 場合や、取引金額 不記載の書類では情 報は不要で項目番号 を詰めて次の情報を 表す。

表 1—適格請求書等取引書類検索用 QR データ規格 データフォーマットの内容 (続き)

	項目名	参考 JP PINT0.9. 1 での項目名	目安の文字 数	タイプ	備考
項目 49	税率⑦の課税 分類コード (必須)	ibt-118	4	文字	JP PINT が採用している国際標準 UNCL5305 の課税分類コードを採用。不課税「O」。 ※半角アルファベットのオー
項目 50	税率⑦の率 (%) (必須)	ibt-119	3	数値	「0」。
項目 51	税率⑦の品名	ibt-154	40	文字	不課税で取引する物品、サービス名を表記する場合に利用。複数品があり、品名全てを表記できない場合には「代表品名」＋「等」と表現する方法などを推奨。
項目 52	税率⑦の課税 対象税抜金額 (必須)	ibt-116	13	数値	税率⑦での課税対象税抜金額。3 桁区切りカンマは不可。マイナス可。取引金額不記載の取引書類ではヌル値。
項目 53	税率⑦の税額 (必須)	ibt-117	13	数値	「0」。取引金額不記載の取引書類ではヌル値。
項目 54	税率⑦の請求 返還区分 (必須)	該当なし	4	文字	適格請求書等における区分。適格請求書、適格簡易請求書では「請求」、適格返還請求書では「返還」。適格請求書、適格簡易請求書、適格返還請求書の以外の書類ではヌル値。
項目 55	税率⑧の課税 分類コード (必須)	ibt-118	4	文字	JP PINT が採用している国際標準 UNCL5305 の課税分類コードを採用。輸出免税「G」。
項目 56	税率⑧の率 (%) (必須)	ibt-119	3	数値	「0」。
項目 57	税率⑧の品名	ibt-154	40	文字	輸出免税で取引する物品、サービス名を表記する場合に利用。複数品があり、品名全てを表記できない場合には「代表品名」＋「等」と表現する方法などを推奨。
項目 58	税率⑧の課税 対象税抜金額 (必須)	ibt-116	13	数値	税率⑧での課税対象税抜金額。3 桁区切りカンマは不可。マイナス可。取引金額不記載の取引書類ではヌル値。
項目 59	税率⑧の税額 (必須)	ibt-117	13	数値	「0」。取引金額不記載の取引書類ではヌル値。
項目 60	税率⑧の請求 返還区分 (必須)	該当なし	4	文字	適格請求書等における区分。適格請求書、適格簡易請求書では「請求」、適格返還請求書では「返還」。適格請求書、適格簡易請求書、適格返還請求書の以外の書類ではヌル値。
項目最後	データ終了識別子(必須)	該当なし	5	文字	レコードが最後であることを識別する為「end」固定。

6 利用例

発行者が取引書類（QR インボイス）に検索情報を QR コードで印刷する例を以下に示す。
例として表示している社名、団体名、商品名等は実在するものとは一切関係はない。

6.1 領収書（単一税率で表記される取引書類）の例

単一税率で表記される領収書は適格請求書の場合があるため、税率別小計情報を表現する。

6.1.1 領収書の QR インボイス例

領収書発行者が検索情報を QR コードにして領収書に印刷した例を図 2 に示す。

NO 120	領 収 証	2023年10月1日
A株式会社		様
¥ 7,700		
上記正に領収いたしました。		
内訳 書籍	〒108-007 東京都港区三田11111	
税抜金額 ¥7,000	Tel 03-999-9999 (代表)	
消費税額等 (10%) ¥700	B株式会社 登録番号 T1234567890123	

図 2—領収書の QR インボイス例

6.1.2 領収書の QR コードで表す情報例

単一税率で表記される領収書等の取引書類では、先頭のカンマで分割された 12 項目で電子帳簿保存法の可視性要件に必要な、取引書類の検索情報を表す。

13 項目以降では連続する 6 項目を一連の情報として、適格請求書等保存方式で利用される、「課税分類」「税率」「請求返還区分」「税務抜き金額」「税額」などの小計内容を表す。（表 3 参照）

表 3—領収書のデータ例

項目	情報
識別子(必須情報)	jbms91
JBMS-91 のバージョン番号 (必須情報)	1
国税関係取引書類種 (必須)	領収書
適格請求書発行事業者登録番号 (必須)	T123456789012
発行年月日 (必須)	20231001
書類 ID	120
売手の名前 (必須)	B 株式会社
購入者の名前 (必須)	A 株式会社
取引名	
合計課税対象税抜金額 (必須)	7000
合計税額 (必須)	700
合計税込金額 (必須)	7700
税率①の課税分類コード (必須)	S
税率①の率 (%) (必須)	10
税率①の品名	書籍
税率①の課税対象税抜金額 (必須)	7000
税率①の税額 (必須)	700
税率①の請求返還区分 (必須)	請求
データ終了識別子(必須情報)	end

6.1.3 領収書の QR コードで表現する CSV テキスト例

6.1.2 で説明した情報を CSV テキストとして 1 行で表現する。QR コードリーダーで読みとった値はこの形式となる。

```
jbms91,1,領収書,T123456789012,20231001,120,B 株式会社,A 株式会社,,7000,700,7700,S,10,書籍,7000,700,請求,end
```

6.1.4 領収書の QR コードシンボル例

6.1.3 の CSV データを誤り訂正レベル 7 % バージョン 20 の QR コードシンボルを図 3 に示す。



図 3—領収書の QR コードシンボル例

6.2 レシート（複数税率記載がある適格簡易請求書）の例

複数税率の記載があるレシートなどは適格簡易請求書として複数の税率別小計情報を表現する。

6.2.1 レシートの QR インボイス例

レシート発行者が検索情報を QR コードにしてレシートに印刷した例を図 4 に示す。

JBmia文具

No.1234567890
2023年10月2日(月) 12時48分

領収書

ボールペン 10P	550
透けない封筒 長3 100P	762
業務用茶葉 1kg※	3,480
収入印紙# @200×10	2,000
※印は軽減税率対象品目 #印は課税対象外品目	
課税対象計(外税)	1,312
消費税(10%)	131
軽減税率対象計(外税)	3,480
消費税(8%)	278
課税対象外計	2,000
合計	7,201
お預かり	10,201
お釣り	3,000

レジNo.1 担当: 宮脇
適格登録番号 T1234567890123



図 4—レシートの QR インボイス例

6.2.2 レシートの QR コードで表す情報例

複数税率で表記されるレシート等の取引書類では、先頭のカンマで分割された 12 項目で電子帳簿保存法の可視性要件に必要な、取引書類の検索情報を表す。

13 項目以降では連続する 6 項目を一連の情報として、適格請求書等保存方式で利用される、「課税分類」「税率」「請求返還区分」「税務抜き金額」「税額」などの小計内容を表す（表 4 参照）。

表 4—レシートのデータ例

項目	情報
識別子(必須情報)	jbms91
JBMS-91 のバージョン番号 (必須情報)	1
国税関係取引書類種 (必須)	領収書
適格請求書発行事業者登録番号 (必須)	T1234567890123
発行年月日 (必須)	20231002
書類 ID	1234567890
売手の名前 (必須)	JBMIA 文具
購入者の名前 (必須)	
取引名	
合計課税対象税抜金額 (必須)	6792
合計税額 (必須)	409
合計税込金額 (必須)	7201
税率①の課税分類コード (必須)	S
税率①の率 (%) (必須)	10
税率①の品名	ボールペン 10P 等
税率①の課税対象税抜金額 (必須)	1312
税率①の税額 (必須)	131
税率①の請求返還区分 (必須)	請求
税率②の課税分類コード (必須)	AA
税率②の率 (%) (必須)	8
税率②の対象品名	業務用茶葉 1Kg 等
税率②の課税対象税抜金額 (必須)	3480
税率②の税額 (必須)	278
税率②の請求返還区分 (必須)	請求
税率③の課税分類コード (必須)	E
税率③の率 (%) (必須)	0
税率③の品名	収入印紙@200×10 等
税率③の課税対象税抜金額 (必須)	2000
税率③の税額 (必須)	0
税率③の請求返還区分 (必須)	請求
データ終了識別子(必須情報)	end

6.2.3 レシートの QR コードで表現する CSV テキスト例

6.2.2 で説明した情報を CSV テキストとして 1 行で表現する。QR コードリーダーで読みとった値はこの形式となる。

```
jbms91,1,領収書,T1234567890123,20231002,1234567890,JBMIA 文具,,,6792,409,7201,S,10,ボールペン  
10P 等,1312,131,請求,AA,8,業務用茶葉 1 Kg 等,3480,278,請求,E,0,収入印紙@200×10 等,2000,0,請  
求,end
```

6.2.4 レシートの QR コードシンボル例

6.2.3 の CSV データを誤り訂正レベル 7 % バージョン 24 の QR コードシンボルを 図 5 に示す。



図 5—レシートの QR コードシンボル例

6.3 請求書（複数税率記載がある取引書類）の例

複数税率の記載がある請求書などは適格請求書として複数の税率別小計情報を表現する。

6.3.1 請求書の QR インボイス例

請求書発行者が検索情報を QR コードにして請求書に印刷した例を図 6 に示す。

請求書					
No 20231001-1 2023 年 10 月 01 日					
<u>A 株式会社 様</u> 東京都港区三田 11111 B 株式会社 Tel 03-999-9999（代表） 登録番号 T1234567890123 平素よりお世話になっております。 下記内容をご請求いたします。 10 月分ご請求金額 7,660 円					
請求内訳					
品名	税抜（円）	消費税率（%）	税額（円）	税込（円）	税区分
文房具	5,000	10	500	5,500	
食品	2,000	8	160	2,160	軽減
ご請求金額	7,000		660	7,660	
備考 見積 NO 20000001 □振込先 〇〇銀行 三田支店 普通 0000000					
					

図 6—請求書の QR インボイス例

6.3.2 請求書の QR コードで表す情報例

複数税率で表記される請求書等の取引書類では、先頭のカンマで分割された 12 項目で電子帳簿保存法の可視性要件に必要な、取引書類の検索情報を表す。

13 項目以降では連続する 6 項目を一連の情報として、適格請求書等保存方式で利用される、「課税分類」「税率」「請求返還区分」「税務抜き金額」「税額」などの小計内容を表す（表 5 参照）。

表 5—請求書のデータ例

項目	情報
識別子(必須情報)	jbms91
JBMS-91 のバージョン番号 (必須情報)	1
国税関係取引書類種 (必須)	請求書
適格請求書発行事業者登録番号 (必須)	T1234567890123
発行年月日 (必須)	20231001
書類 ID	20231001-1
売手の名前 (必須)	B 株式会社
購入者の名前 (必須)	A 株式会社
取引名	10 月分ご請求金額
合計課税対象税抜金額 (必須)	7000
合計税額 (必須)	660
合計税込金額 (必須)	7660
税率①の課税分類 (必須)	S
税率①の率 (%) (必須)	10
税率①の品名	文房具
税率①の課税対象税抜金額 (必須)	5000
税率①の税額 (必須)	500
税率①の請求返還区分 (必須)	請求
税率②の課税分類 (必須)	AA
税率②の率 (%) (必須)	8
税率②の対象品名	食品
税率②の課税対象税抜金額 (必須)	2000
税率②の税額 (必須)	160
税率②の請求返還区分 (必須)	請求
データ終了識別子(必須情報)	end

6.3.3 請求書の QR コードで表現する CSV テキスト例

6.3.2 で説明した情報を CSV テキストとして 1 行で表現する。QR コードリーダーで読みとった値はこの形式となる。

```
jbms91,1,請求書,T1234567890123,20231001,20231001-1,B 株式会社,A 株式会社,10 月分ご請求金額,7000,660,7660,S,10,文房具,5000,500,請求,AA,8,食品,2000,160,請求,end
```

6.3.4 請求書の QR コードシンボル例

6.3.3 の CSV データを誤り訂正レベル 7 % バージョン 22 の QR コードシンボルを図 7 に示す。



図 7—請求書の QR コードシンボル例

6.4 請求書兼返還通知書（複数税率記載で請求と返還が混在する取引書類）の例

複数税率の記載があり、請求と返還が混在する請求書などは適格請求書及び適格返還請求書として複数の税率別小計情報を表現する。

同一取引書類上に税率別小計情報の請求と返還が混在表記される場合には、項目 13 以降の税率別小計情報の金額表記において、請求と返還を同じプラス数字では表記せず、請求金額をプラス数字、返還金額をマイナス数字というように正負を逆表記する。

6.4.1 請求書兼返還通知書の QR インボイス例

請求書兼返還請求書発行者が検索情報を QR コードにして請求書に印刷した例を図 8 に示す。

請求書兼返還通知書

No 20231001-1

2023 年 10 月 01 日

A 株式会社 様

東京都港区三田 11111

B 株式会社

Tel 03-999-9999 (代表)

登録番号 T1234567890123

平素よりお世話になっております。

下記内容をご請求いたします。

10 月分ご請求金額 11,601 円

請求明細

* は軽減税率

No	品番	品名	単価	数量	金額	税率	備考
1	6912009046245	マーカーパーン黒	100	7	700	10	
2	6912009046246	マーカーパーン赤	100	9	900	10	
3	4901991651096	スティックのり大	200	10	2,000	10	
4	4901991651097	スティックのり小	100	12	1,200	10	
5	4976501105185	飲料水 A	80	3	240	8	*
6	4976501105186	飲料水 B	100	4	400	8	*
7	4937922990224	茶葉大	600	5	3,000	8	*
8	4937922990225	茶葉小	400	5	2,000	8	*
9		収入印紙	200	5	1,000	0	非課税
10	6912009046244	マーカーパーン緑	100	▲7	▲700	10	返品分

税率別内訳

消費税率(%)	税抜(円)	税額(円)	税込(円)	税区分
10	4,800	480	5,280	
8	5,640	451	6,091	軽減
0	1,000	0	1,000	非課税
10	▲700	▲70	▲770	返還
合計	10,740	861	11,601	

見積 NO 20000001

□振込先

〇〇銀行 三田支店 普通 0000000



図 8—請求書兼返還通知書の QR インボイス例

6.4.2 請求書兼返還通知書の QR コードで表す情報例

複数税率で表記される請求書兼返還通知書では、先頭のカンマで分割された 12 項目で電子帳簿保存法の可視性要件に必要な、取引書類の検索情報を表す。13 項目以降では連続する 6 項目を一連の情報として、適格請求書等保存方式で利用される、「課税分類」「税率」「請求返還区分」「税務抜き金額」「税額」などの小計内容を表す。(表 6 参照)

表 6—請求書兼返還通知書のデータ例

項目	情報
識別子(必須情報)	jbms91
JBMS-91 のバージョン番号 (必須情報)	1
国税関係取引書類種 (必須)	請求書
適格請求書発行事業者登録番号 (必須)	T1234567890123
発行年月日 (必須)	20231001
書類 ID	20231001-1
売手の名前 (必須)	B 株式会社
購入者の名前 (必須)	A 株式会社
取引名	10 月分ご請求金額
合計課税対象税抜金額 (必須)	10740
合計税額 (必須)	861
合計税込金額 (必須)	11601
税率①の課税分類 (必須)	S
税率①の率 (%) (必須)	10
税率①の品名	マーカーペン黒等
税率①の課税対象税抜金額 (必須)	4800
税率①の税額 (必須)	480
税率①の請求返還区分 (必須)	請求
税率②の課税分類 (必須)	AA
税率②の率 (%) (必須)	8
税率②の対象品名	飲料水 A 等
税率②の課税対象税抜金額 (必須)	5640
税率②の税額 (必須)	451
税率②の請求返還区分 (必須)	請求
税率③の課税分類 (必須)	E
税率③の率 (%) (必須)	0
税率③の品名	収入印紙等
税率③の課税対象税抜金額 (必須)	1000
税率③の税額 (必須)	0
税率③の請求返還区分 (必須)	請求
税率④の課税分類 (必須)	S
税率④の率 (%) (必須)	10
税率④の品名	マーカーペン緑等
税率④の課税対象税抜金額 (必須)	-700
税率④の税額 (必須)	-70
税率④の請求返還区分 (必須)	返還
データ終了識別子(必須情報)	end

6.4.3 請求書兼返還通知書の QR コードで表現する CSV テキスト例

6.4.2 で説明した情報を CSV テキストとして 1 行で表現する。QR コードリーダーで読みとった値はこの形式となる。

```
jbms91,1,請求書,T1234567890123,20231001,20231001-1,B 株式会社,A 株式会社,10 月分ご請求金額,10740,861,11601,S,10,マーカーペン黒等,4800,480,請求,AA,8,飲料水 A 等,5640,451,請求,E,0,収入印紙等,1000,0,請求,S,10,マーカーペン緑等,-700,-70,返還,end
```

6.4.4 請求書兼返還通知書の QR コードシンボル例

6.4.3 の CSV データを誤り訂正レベル 7 % バージョン 26 の QR コードシンボルを図 9 に示す。



図 9—請求書兼返還通知書の QR コードシンボル例

6.5 返還支払通知書（複数税率記載の返還が混在する取引書類）の例

複数税率の記載がある返還支払通知書などは適格返還請求書として複数の税率別小計情報を表現する。

6.5.1 返還支払通知書の QR インボイス例

発行者が検索情報を QR コードにして返還支払通知書に印刷した例を図 10 に示す。

支払通知書

No 20231001-1
2023 年 10 月 01 日

A 株式会社 様

東京都港区三田 11111

B 株式会社

Tel 03-999-9999 (代表)
登録番号
T1234567890123

平素よりお世話になっております。
下記内容を返還いたします。

9 月分販売奨励金 7,660 円 (税抜 7,000 円 消費税 660 円)

返還内訳

品名	税抜 (円)	消費税率 (%)	税額 (円)	税込 (円)	税区分
文房具奨励金 9 月分	5,000	10	500	5,500	
食品奨励金 9 月分	2,000	8	160	2,160	軽減
奨励金合計	7,000		660	7,660	

備考

9 月仕入に対する販売奨励金



注記 この図は返還金額を正数として表記する例である。

図 10—返還支払通知書の QR インボイス例

6.5.2 返還支払通知書の QR コードで表す情報例

複数税率で表記される返還支払通知書では、先頭のカンマで分割された 12 項目で電子帳簿保存法の可視性要件に必要な、取引書類の検索情報を表す。

13 項目以降では連続する 6 項目を一連の情報として、適格請求書等保存方式で利用される、「課税分類」「税率」「請求返還区分」「税務抜き金額」「税額」などの小計内容を表す（表 7 参照）。

表 7—返還通知書のデータ例

項目	情報
識別子(必須情報)	jbms91
JBMS-91 のバージョン番号 (必須情報)	1
国税関係取引書類種 (必須)	支払通知書
適格請求書発行事業者登録番号 (必須)	T1234567890123
発行年月日 (必須)	20231001
書類 ID	20231001-1
売手の名前 (必須)	B 株式会社
購入者の名前 (必須)	A 株式会社
取引名	9 月分販売奨励金
合計課税対象税抜金額 (必須)	7000
合計税額 (必須)	660
合計税込金額 (必須)	7660
税率①の課税分類 (必須)	S
税率①の率 (%) (必須)	10
税率①の品名	文房具奨励金 9 月分
税率①の課税対象税抜金額 (必須)	5000
税率①の税額 (必須)	500
税率①の請求返還区分 (必須)	返還
税率②の課税分類 (必須)	AA
税率②の率 (%) (必須)	8
税率②の対象品名	食品奨励金 9 月分
税率②の課税対象税抜金額 (必須)	2000
税率②の税額 (必須)	160
税率②の請求返還区分 (必須)	返還
データ終了識別子(必須情報)	end

6.5.3 返還支払通知書の QR コードで表現する CSV テキスト例

6.5.2 で説明した情報を CSV テキストとして 1 行で表現する。QR コードリーダーで読みとった値はこの形式となる。

```
jbms91,1,支払通知書,T1234567890123,20231001,20231001-1,B 株式会社,A 株式会社,9 月分販売奨励金,7000,660,7660,S,10,文房具奨励金 9 月分,5000,500,返還,AA,8,食品奨励金 9 月分,2000,160,返還,end
```

6.5.4 返還支払通知書の QR コードシンボル例

6.5.3 の CSV データを誤り訂正レベル 7 % バージョン 24 の QR コードシンボルを図 11 に示す。



図 11—返還支払通知書の QR コードシンボル例

7 QRコードの印刷サイズについて

QR インボイスでは取引書類の空きスペースなどに QR コードを加えて印刷するため、QR コードシンボルの大きさには制約があるが、QR コードの印刷サイズが大きいほど読み取り精度は高くなる。

JBMA DMS 部会に参加している各社製品の複合機（2022 年 5 月現在）にて、いくつかの条件で QR コードシンボルを等倍で印刷（レーザープリント）し、その印刷した画像のスキニングを行い、各社の QR コード読み取り用ソフトウェアにて判読（CSV に変換）するテストを実施した。その結果、QR コードの誤読を防止するためには、次の印刷条件を最低限とすることを推奨する。

なお、郵送など取引書類の通常の授受では誤り訂正レベル L で支障はないが、取引書類が汚れる可能性があるような授受のケースでは誤り訂正レベルを高くする必要がある。

また、スマートフォンアプリなどの撮影による QR コード認識率は MFP などのスキニングより読み取り精度が高い傾向があるが、業務設計上はスキニングを前提にした運用が望ましい。

7.1 領収書の QR コードテストデータ

jbms91,1,領収書,T123456789012,20231001,120,B 株式会社,A 株式会社,,7000,700,7700,S,10,書籍,7000,700,請求,end

7.1.1 最低限の QR コードシンボル例

7.1 の CSV を QR コード化して、最低限のシンボル例を図 12、図 13、図 14、図 15 で示す。（ ）内のサイズ記述はこのページを A4 等倍サイズで印刷した際のものである。



図 12—誤り訂正レベル L(7%)バージョン 18 （18mm×18mm 程度）



図 13—誤り訂正レベル M(15%) バージョン 20 （20mm×20mm 程度）



図 14—誤り訂正レベル Q(25%) バージョン 24 （25mm×25mm 程度）



図 15—誤り訂正レベル H(30%) バージョン 28 （28mm×28mm 程度）

7.2 請求書の QR コードテストデータ

jbms91,1,請求書,T1234567890123,20231001,20231001-1,B 株式会社,A 株式会社,10 月分ご請求金額,7000,660,7660,S,10,文房具,5000,500,請求,AA,8,食品,2000,160,請求,end

7.2.1 最低限の QR コードシンボル例

7.2 の CSV を QR コード化して、最低限のシンボル例を図 16、図 17、図 18、図 19 で示す。（ ）内のサイズ記述はこのページを A4 等倍サイズで印刷した際のものである。



図 16—誤り訂正レベル L(7%)バージョン 22 (23mm×23mm 程度)



図 17—誤り訂正レベル M(15%) バージョン 24 (25mm×25mm 程度)



図 18—誤り訂正レベル Q(25%) バージョン 30 (32mm×32mm 程度)



図 19—誤り訂正レベル H(30%) バージョン 32 (34mm×34mm 程度)

7.3 レシートの QR コードテストデータ

jbms91,1,領収書,T1234567890123,20231002,1234567890,JBMIA 文具,,,6792,409,7201,S,10,ボールペン 10P
等,1312,131,請求,AA,8,業務用茶葉 1 Kg 等,3480,278,請求,E,0,収入印紙@200×10 等,2000,0,請求,end

7.3.1 最低限の QR コードシンボル例

7.3 の CSV を QR コード化して、最低限のシンボル例を図 20、図 21、図 22、図 23 で示す。（ ）内のサイズ記述はこのページを A4 等倍サイズで印刷した際のものである。



図 20—誤り訂正レベル L(7%)バージョン 24 (25mm×25mm 程度)



図 21—誤り訂正レベル M(15%) バージョン 28 (28mm×28mm 程度)



図 22—誤り訂正レベル Q(25%) バージョン 32 (32mm×32mm 程度)



図 23—誤り訂正レベル H(30%) バージョン 36 (37mm×37mm 程度)

付属書 A（参考） 国税関係書類電子保存の検索要件

A.1 電子帳簿保存法可視性要件

国税庁 電子帳簿保存法取扱通達解説（趣旨説明）令和 4 年 4 月現在

（検索機能の意義）

4-9 規則第 2 条第 6 項目第 6 号（（検索機能の確保））及び第 5 条第 5 項目第 1 号ハ（（優良な電子帳簿に関する検索機能の確保））に規定する「電磁的記録の記録事項の検索をすることができる機能」とは、蓄積された記録事項から設定した条件に該当する記録事項を探し出すことができ、かつ、検索により探し出された記録事項だけが、ディスプレイの画面及び書面に、整然とした形式及び明瞭な状態で出力される機能をいう。この場合、検索項目について記録事項がない電磁的記録を検索できる機能を含むことに留意する。

（範囲を指定して条件を設定することの意義）

4-10 規則第 2 条第 6 項目第 6 号ロ（（検索機能の確保））及び第 5 条第 5 項目第 1 号ハ(2)（（優良な電子帳簿に関する検索機能の確保））に規定する「その範囲を指定して条件を設定することができる」とは、課税期間ごとに、日付又は金額の任意の範囲を指定して条件設定を行い検索ができることをいうことに留意する。

（二以上の任意の記録項目の組合せの意義）

4-11 規則第 2 条第 6 項目第 6 号ハ（（検索機能の確保））及び第 5 条第 5 項目第 1 号ハ(3)（（優良な電子帳簿に関する検索機能の確保））に規定する「二以上の任意の記録項目を組み合わせ条件を設定することができる」とは、個々の国税関係帳簿書類に係る電磁的記録の記録事項を検索するに当たり、当該国税関係帳簿書類に係る検索の条件として設定した記録項目（取引年月日その他の日付、取引金額及び取引先）（同号ハについては、取引年月日、取引金額及び取引先）から少なくとも二の記録項目を任意に選択して、これを検索の条件とする場合に、いずれの二の記録項目の組合せによっても条件を設定することができることをいうことに留意する。

※規則：電子帳簿保存法施行規則

解 説

この解説は、本体及び附属書に規定・記載した事柄を説明するもので、規格の一部ではない。

1 制定の趣旨

国税関係取引書類は、税法によって帳簿と共に7年間の保存が義務化されている書類で、各企業において保存のための倉庫費用と多くの間接業務を発生させている。

EDIなど電子取引の普及が進む昨今でも、日本の商慣習においては、依然として領収書、請求書、納品書といった紙書類での取引が大多数を占めている。さらに取引書類をPDF化し、電子メールに添付して送付するといった新たな電子取引の形態も発生しており、これらの長期保存は各社の経営課題となっている。

一方、政府の規制緩和の一環で電子帳簿保存法により、取引書類のスキナ保存や電子取引データの電子保存が容認されているが、取引日、取引先名、金額などの情報ですみやかに検索できることが電子保存の要件となっている。

ITの特性で紙をスキャニングしてイメージ情報として電子化しただけでは検索性は付与できず、またOCRといった文字読み取り技術での判読率には限界があり、この検索情報の入力に国税関係書類スキナ保存制度での電子保存普及を妨げる大きな要因となっている。

さらに令和5年にスタートする適格請求書等保存方式（インボイス制度）によって、あらたな取引書類の項目が追加され、インボイス受領者が適正な取引金額と税額を正確にデータ化するための手間が増加する。

しかし、QRコードはOCRに比較して誤読率が極めて低く、印刷技術及び判読技術は広く普及しており、取引書類の受領企業での検索情報取り込みは容易に実装可能である。

そのため、適格請求書等取引書類の発行側が取引内容をQRコード化し、取引書類に印刷して相手に渡すという運用の普及を提案すると共に、読み取るデータ形式を標準化するためにQRコード用の汎用データフォーマット規格JBMS-89を2019年に提唱した。JBMS-89では取引明細を含めQRコード印刷する仕様としたため、QRコードで表現できる情報量の制約から明細が多い取引書類においては、QRコードが複数必要となりかつ印刷されるQRコードのシンボルサイズが大きくなるなどの短所があった。

JBMS-89制定後、民間事業者の手によりこれらの短所を克服するQRコードを活用したサービスが登場している事も踏まえ、JBMS-89の制定経緯である国税関係取引書類の検索用QRコードデータ規格である点に立ち戻った実用的な新規格の策定を行うこととした。そのために、ドキュメントマネジメントシステム部会の下部特定目的研究会として、部会員及び外部有識者が参加する「電子インボイス支援研究会（EIS）」を発足し検討を進め、取引書類の検索においてQRコードの内容を最低限のものとした規格であるJBMS-91を定めた。

2 改正の趣旨

規格内にQRコードシンボル例として掲載しているQRコードの文字コードが、規格で規定している文字コード「UTF-8」ではなく、「Shift_JIS」であることが制定後に発覚した。規格通りの文字コード「UTF-8」を使用したQRコードシンボル例への修正のため、改正を行った。

3 改正点

今回の改正では以下の図について、差し替えを行った。

- ・ 図2—領収書のQRインボイス例
- ・ 図3—領収書のQRコードシンボル例
- ・ 図4—レシートのQRインボイス例
- ・ 図5—レシートのQRコードシンボル例
- ・ 図6—請求書のQRインボイス例
- ・ 図7—請求書のQRコードシンボル例
- ・ 図8—請求書兼返還通知書のQRインボイス例
- ・ 図9—請求書兼返還通知書のQRコードシンボル例
- ・ 図10—返還支払通知書のQRインボイス例

- ・ 図 11—返還支払通知書の QR コードシンボル例
- ・ 図 12—誤り訂正レベル L(7%)バージョン 18 (18mm×18mm 程度)
- ・ 図 13—誤り訂正レベル M(15%) バージョン 20 (20mm×20mm 程度)
- ・ 図 14—誤り訂正レベル Q(25%) バージョン 24 (25mm×25mm 程度)
- ・ 図 15—誤り訂正レベル H(30%) バージョン 28 (28mm×28mm 程度)
- ・ 図 16—誤り訂正レベル L(7%) バージョン 22 (23mm×23mm 程度)
- ・ 図 17—誤り訂正レベル M(15%) バージョン 24 (25mm×25mm 程度)
- ・ 図 18—誤り訂正レベル Q(25%) バージョン 30 (32mm×32mm 程度)
- ・ 図 19—誤り訂正レベル H(30%) バージョン 32 (34mm×34mm 程度)
- ・ 図 20—誤り訂正レベル L(7%) バージョン 24 (25mm×25mm 程度)
- ・ 図 21—誤り訂正レベル M(15%) バージョン 28 (28mm×28mm 程度)
- ・ 図 22—誤り訂正レベル Q(25%) バージョン 32 (32mm×32mm 程度)
- ・ 図 23—誤り訂正レベル H(30%) バージョン 36 (37mm×37mm 程度)

JBMS-91 適格請求書等取引書類の検索用 QR データ規格

編集兼

田中 博敏

発行人

発行所 一般社団法人 ビジネス機械・情報システム産業協会

〒108-0073 東京都港区三田 3-4-10 リーラ ヒジリザカ 7階

Tel 03-6809-5010(代表)